（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四　（略）

五　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器

六　（略）

七　その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ　運転者席で点灯できない灯火

ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）

八・九　（略）

4・5　（略）

6　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十七　（略）

十八　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十九～二十一　（略）

7～13　（略）

（車線逸脱警報装置）

第145条の2　（略）

2　（略）

3　保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

（後写鏡等）

第146条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

2～4　（略）

5　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第1項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ　（略）

ロ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準に適合すること。

二・三　（略）

6～12　（略）

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四　（略）

五　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六　（略）

七　その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ　運転者席で点灯できない灯火

ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九　（略）

4・5　（略）

6　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十七　（略）

十八　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十九～二十一　（略）

7～13　（略）

（車線逸脱警報装置）

第145条の2　（略）

2　（略）

（新設）

（後写鏡等）

第146条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に限る。）に定める基準とする。

2～4　（略）

5　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第1項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ　（略）

ロ　協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.及び16.2.3.に限る。）に定める基準に適合すること。

二・三　（略）

6～12　（略）